

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する 法律による岩内町の考え方について

1. 国の動き

本年 2 月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正案が、第 186 回国会に提出され、そのなかで「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」に変更とした、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が、本年 5 月 21 日に公布された。

2. 改正の概要

従来の計画（地域公共交通総合連携計画）を策定した自治体において、まちづくりや観光振興など地域戦略との一体的な取り組みが不十分で、特定の路線にコミュニティバスを導入するための単体の計画にとどまっており、また、計画の達成状況の評価が不十分など課題が出されており、昨年末に成立した交通政策基本法の基本理念にのっとり、新たな計画である「地域公共交通網形成計画」では、まちづくりや観光振興の観点から地域の活力向上に必要な施策として位置付けるなど、持続可能な地域公共交通の形成に資することとされており、さらには形成計画の達成状況の評価に関する事項が追加されている。

3. 今後の対応

当協議会としては、改正された法律の趣旨にのっとり、同法律の支援を視野に入れながら「地域公共交通網形成計画」や、必要に応じては「地域公共交通再編実施計画」を樹立していく考え。

今後、改正による追加された事項の内容検討、形成計画に掲載すべき詳細事項など、形成計画を策定するには一定の時間が必要と考えており、今年度においては「地域公共交通網形成計画」策定の基礎部分である、当町における公共交通の現状把握、住民ニーズの把握（アンケート調査）や地域公共交通の活性化に向けた課題の整理など、今後の公共交通の方向性を検討する『岩内町地域公共交通の検討調査』を実施し、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け検討し、次年度に「地域公共交通網形成計画」を策定する。

～国の制度の詳細については次頁の添付資料を参照～

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

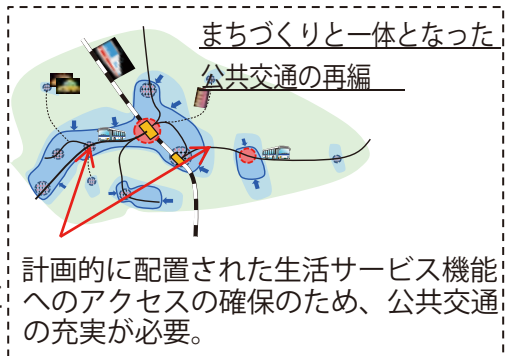
- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。

背景

◆人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大

- ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動の確保
- ・コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築
- ・国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化 等

◆これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、



地域公共交通の再定義

地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要

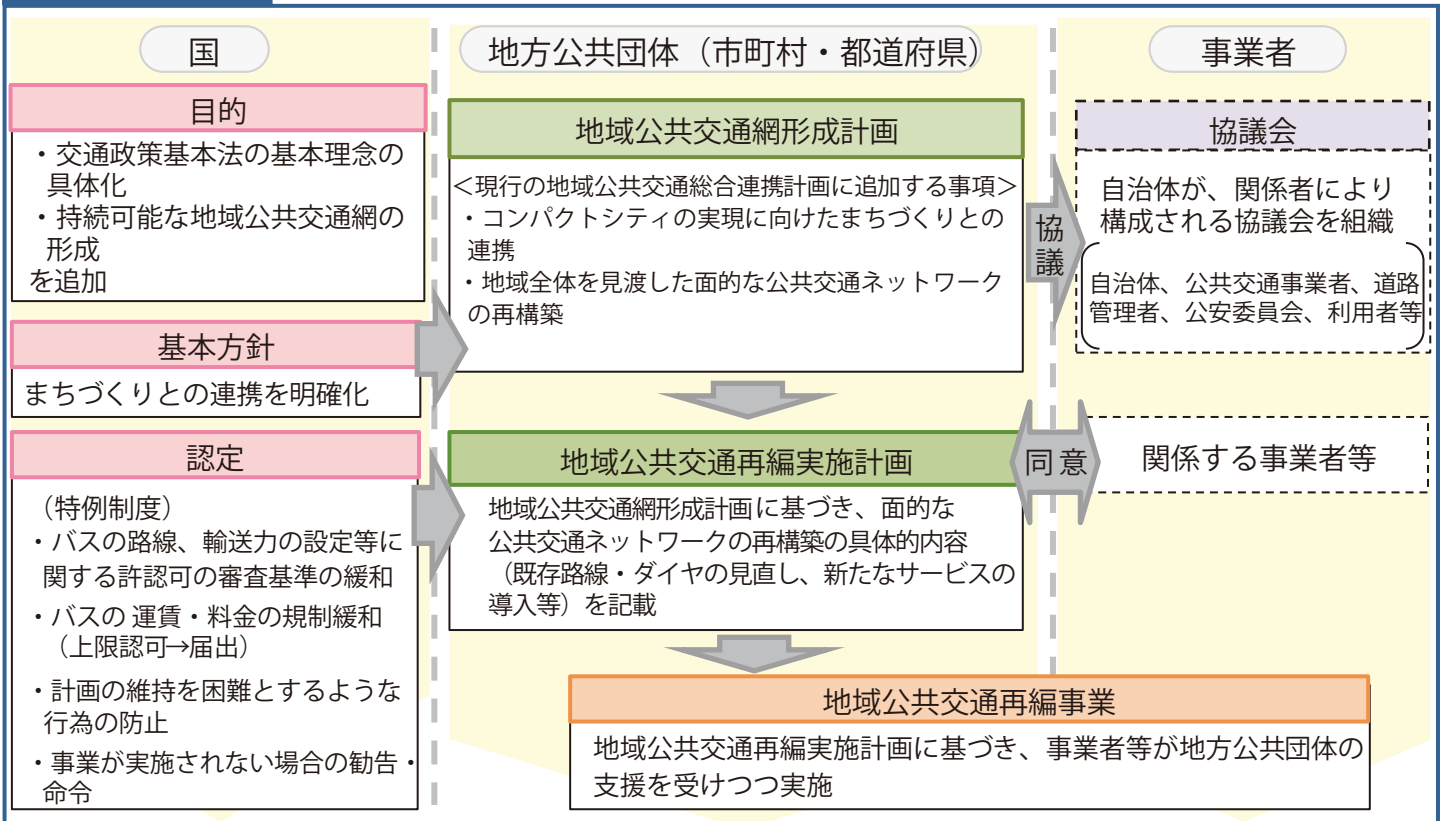


▲LRT



▲デマンド交通

法案の概要



地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進